



# 島根県報

平成16年10月22日 (金)  
号外 第 117 号  
(毎週火・金曜日発行)  
<http://www.pref.shimane.jp/>

## 目 次

### 規 則

島根県立男女共同参画センター条例施行規則の一部を改正する規則	(環境生活総務課)	1
島根県立総合福祉センター条例施行規則の一部を改正する規則	(健康福祉総務課)	4

### 公布された条例等のあらまし

島根県立男女共同参画センター条例施行規則の一部を改正する規則 (規則第84号)

#### 1 規則の概要

- (1) 指定管理者の指定を受けようとするものが知事に提出する申請書の様式及び当該申請書に添付する書類を定めることとした。(第2条関係)
- (2) 事業報告書の提出期限及び当該報告書に記載すべき内容を定めることとした。(第3条関係)

#### 2 施行期日

平成17年4月1日から施行することとした。

島根県立総合福祉センター条例施行規則の一部を改正する規則 (規則第85号)

#### 1 規則の概要

- (1) 指定管理者の指定を受けようとするものが知事に提出する申請書及び当該申請書に添付する書類を定めることとした。(第2条関係)
- (2) 事業報告書の提出期限及び当該報告書に記載すべき内容を定めることとした。(第3条関係)
- (3) 使用料は、知事が特に認めた場合を除き前納とすることとした。(第4条関係)
- (4) 使用料の減免をする場合を定めることとした。(第5条関係)

#### 2 施行期日

平成17年4月1日から施行することとした。

## 規 則

島根県立男女共同参画センター条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成16年10月22日

島根県知事 澄 田 信 義

### 島根県規則第84号

島根県立男女共同参画センター条例施行規則の一部を改正する規則

島根県立男女共同参画センター条例施行規則(平成11年島根県規則第24号)の一部を次のように改正する。

第2条及び第3条を次のように改める。

(指定管理者の申請に関する書類等)

第2条 条例第6条第2項の申請書は、指定管理者指定申請書(様式第1号)によらなければならない。

2 条例第6条第2項の規則で定める書類は、次のとおりとする。

- (1) 定款若しくは寄附行為又はこれらに準ずる書類
- (2) 法人にあつては、法人登記簿謄本
- (3) 申請書を提出する日の属する事業年度における団体に関する事業計画書及び収支予算書
- (4) 過去 3 年間の団体に関する事業報告書、収支計算書、貸借対照表及び財産目録その他経営の状況を明らかにする書類
- (5) 法人以外にあつては、役員の名簿
- (6) 前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める書類  
(事業報告書の内容等)

第 3 条 条例第 8 条の規則で定める日は、毎会計年度終了後30日とする。ただし、条例第10条第 1 項の規定により指定管理者の指定を取り消された場合は、その取消の日から30日とし、その報告の対象となる期間は当該取消の前日までとする。

2 条例第 8 条の規則で定める内容は、次のとおりとする。

- (1) センターの管理の体制
- (2) センターの利用の実績及びその分析
- (3) センターの管理に要した経費の総額及び内訳
- (4) その他センターの管理に関し知事が必要と認める事項

第 4 条から第 6 条までを削る。

第 7 条第 1 項中「第 8 条ただし書」を「第17条ただし書」に改め、同項第 1 号中「第 8 条第 1 号」を「第17条第 1 号」に改め、同項第 2 号中「第 8 条第 3 号」を「第17条第 3 号」に改め、同条第 2 項中「(様式第 4 号)」を「(様式第 2 号)」に、「第 5 条の」を「指定管理者が交付した」に改め、同条を第 4 条とする。

第 8 条を第 5 条とし、第 9 条から第11条までを削る。

別表中「(第 8 条関係)」を「(第 5 条関係)」に改める。

様式第 1 号を次のように改める。

様式第 1 号 (第 2 条関係)

指 定 管 理 者 指 定 申 請 書

年 月 日

島根県知事 様

申請者 所 在 地

名 称

代表者氏名



男女共同参画センターの指定管理者について指定を受けたいので、島根県立男女共同参画センター条例第 6 条第 2 項の規定に基づき下記のとおり申請します。

記

団 体 名			
代 表 者 職 ・ 氏 名			
主たる事務所の所在地			
設 立 年 月 日	年 月 日	構成員の人数	人
資本金又は基本財産	円		
提携団体（他団体と連携して管理を行う場合に記入すること。）			

添付書類

- 1 男女共同参画センターに係る事業計画書
- 2 定款若しくは寄附行為又はこれらに準ずる書類
- 3 法人にあっては、法人登記簿謄本
- 4 事業計画書及び収支予算書
- 5 過去 3 年間の団体に関する事業報告書、収支計算書、貸借対照表及び財産目録その他経営の状況を明らかにする書類
- 6 法人以外にあっては、役員の名簿
- 7 その他知事が必要と認める書類

様式第2号及び様式第3号を削る。

様式第4号中「(第7条関係)」を「(第4条関係)」に改め、同様式を様式第2号とする。

附 則

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

島根県立総合福祉センター条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成16年10月22日

島根県知事 澄 田 信 義

島根県規則第85号

島根県立総合福祉センター条例施行規則の一部を改正する規則

島根県立総合福祉センター条例施行規則(平成7年島根県規則第39号)の一部を次のように改正する。

第2条から第5条までを次のように改める。

(指定管理者の申請に関する書類等)

第2条 条例第6条第2項の申請書の様式は、指定管理者指定申請書(様式第1号)によらなければならない。

2 条例第6条第2項の規則で定める書類は、団体の活動実績書(様式第2号)とする。

(事業報告書の内容等)

第3条 条例第8条の規則で定める日は、毎会計年度終了後60日とする。ただし、条例第10条第1項の規定により指定管理者の指定を取り消された場合は、その取消しの日から30日とし、その報告の対象となる期間は当該取消しの前日までとする。

2 条例第8条の規則で定める内容は、次のとおりとする。

- (1) センターの管理の体制
- (2) 施設等で実施した事業の内容並びに当該事業を実施した時期及び成果
- (3) 施設等の利用の実績及びその分析
- (4) センターの管理に要した経費の総額及び内訳
- (5) その他センターの管理に関し知事が必要と認める事項

(使用料の納付)

第4条 使用料は前納とする。ただし、知事が特に認めた場合は、後納とすることができる。

(使用料の減免)

第5条 条例第16条の規定により、有料施設等の使用が次の各号のいずれかに該当するときは、条例別表に定める使用料の額から当該各号に定める額を減免することができる。ただし、陶芸窯の使用について当該各号に定める額は、使用料の3割に相当する額とする。

- (1) 国又は地方公共団体が、福祉の増進又は生涯学習の推進の目的のために使用するとき。 使用料の全額
- (2) 社会福祉法人その他これに類する団体のうち知事が使用料を減免することが適当と認めたものが、福祉の増進の目的のために使用するとき。 使用料の全額
- (3) 教育委員会又は学校が、主催し、かつ、児童、生徒又は学生に福祉に関する学習機会を提供する目的のために使用するとき。 使用料の全額
- (4) 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第4項の身体障害者手帳、療育手帳(知的障害者の福祉の充実を図るため、児童相談所又は知的障害者更生相談所において知的障害と判定された者に対して支給される手帳で、その者の障害の程度その他の事項の記載があるものをいう。)又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条第2項の精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者(以下「障害者」という。)が、使用する(個人のみが使用する場合に限る。)とき。 使用料の2分の1に相当する額

第6条を削る。

第 7 条第 1 項中「第 7 条ただし書」を「第17条ただし書」に改め、同項第 1 号中「第 7 条第 1 号」を「第17条第 1 号」に改め、同項第 2 号中「第 7 条第 3 号」を「第17条第 3 号」に改め、同条第 2 項中「(様式第 4 号)に第 5 条の使用許可書を添えて」を「(様式第 3 号)を」に改め、同条を第 6 条とする。

第 8 条を第 7 条とし、第 9 条から第11条までを削る。

別表第 1 中「(第 8 条関係)」を「(第 7 条関係)」に、

「	陶芸窯 (大)	を	「	陶芸炉	陶芸窯	に改め、同表の注中「実習棟において」を削る。
	陶芸窯 (小)			陶芸窯 (大)	陶芸窯 (小)	
」			」			

別表第 2 中「(第 8 条関係)」を「(第 7 条関係)」に、

「	陶芸窯 (大)	を	「	陶芸炉	陶芸窯	に改め、同表の注中「実習棟において」を削る。
	陶芸窯 (小)			陶芸窯 (大)	陶芸窯 (小)	
」			」			

様式第 1 号及び様式第 2 号を次のように改める。

様式第 1 号 (第 2 条関係)

指 定 管 理 者 指 定 申 請 書

年 月 日

島根県知事 様

所 在 地

申請者 名 称

代表者氏名



総合福祉センターの指定管理者について指定を受けたいので、島根県立総合福祉センター条例第 6 条第 2 項の規定に基づき下記のとおり申請します。

記

団 体 名			
代 表 者 職 ・ 氏 名			
主たる事務所の所在地			
設 立 年 月 日	年 月 日	構成員の人数	人
資 本 金	円		
提携団体（他団体と連携して管理を行う場合に記入すること。）			

添付書類

- 1 島根県立 総合福祉センターに係る事業計画書
- 2 活動実績書（様式第 2 号）
- 3 過去 3 年間に活動している場合にあっては、過去 3 年間の決算書及び事業報告書
- 4 定款等
- 5 法人の場合にあっては、印鑑証明書
- 6 法人の場合にあっては、法人登記簿謄本
- 7 法人の場合にあっては、納税証明書

様式第 2 号 (第 2 条関係)

## 団 体 の 活 動 実 績 書

施設の管理に関する活動の実績

活 動 名	活 動 期 間	活 動 内 容	備 考

様式第 4 号中「(第 7 条関係)」を「(第 6 条関係)」に改め、「<sup>( 東部 )</sup><sub>( 西部 )</sub>」及び「(注) 使用許可書を添付してください。」を削り、同様式を様式第 3 号とする。

附 則

この規則は、平成17年 4 月 1 日から施行する。